平成２９年（フ）第８１６８号
千葉県柏市花野井422―19
破産者　沼倉　義夫
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２８８号
東京都杉並区和田１丁目15―５―302
破産者　小森　英明
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３６０号
東京都新宿区四谷４丁目19―１
破産者　矢部　沙織
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３６１号
東京都町田市小川７丁目１―19―302
破産者　久保田広樹
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３８２号
東京都新宿区大久保２丁目29―14
破産者　昆　　正文
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３８７号
東京都板橋区南常盤台２丁目20―５―503
破産者　佐々木一仁
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３９５号
東京都台東区東浅草２丁目16―６　グループホーム東京　東浅草の家
破産者　岩本　英雄
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４０１号
東京都練馬区向山４丁目９―26―103
破産者　藤田　　翔
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２号
栃木県那須郡那須町大字湯本203番地96
破産者　株式会社高齢者住宅協会
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８１号
栃木県那須塩原市北弥六74番地５
破産者　田野　秀子（旧姓小田部）
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６０号
栃木県那須塩原市東三島１丁目99番地12
破産者　伊東商会こと　伊東　照男
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６８号
栃木県宇都宮市豊郷台２丁目92番地１　家族の家ひまわり宇都宮豊郷台205号、前住所栃木県宇都宮市東峰町3040番地
破産者　魚義こと　高根澤義弘
成年後見人　片上　久美
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７８号
栃木県宇都宮市ゆいの杜４丁目12番14号　レオネクストレオテクノポリス２　204号、前住所群馬県高崎市芝塚町1902番地７
破産者　角田　　匠
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３０号
栃木県下都賀郡野木町大字若林42番地14
破産者　佐保　俊子
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４７０号
栃木県宇都宮市桜５丁目１番36号
破産者　どんなもんじゃこと　吉澤　祐介
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４１１号
東京都新宿区高田馬場４丁目９番11号
破産者　株式会社エムケーパートナーズ
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８９９号
東京都葛飾区細田４丁目17―７―301
破産者　高橋　英和
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４８３号
東京都新宿区高田馬場４丁目22―32　静荘２Ｆ、開始決定時の住所東京都大田区上池台１丁目５―16―301
破産者　尹　　壽漢
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１３２号
東京都文京区千駄木３丁目31―15―301
破産者　株式会社ビーワンアソシエイツ
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１３３号
東京都文京区千駄木３丁目31―15―301
破産者　松本　一成
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６０４号
東京都葛飾区白鳥３丁目32―40―103、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区錦糸４丁目11番３号
破産者　タック株式会社
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部